

# 虐待の防止のための指針

れんげ訪問看護ステーション

(施設における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません(別表参照※)。

- i 身体的虐待: 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任: 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待・高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待: 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待: 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第2

- 1 当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。  
なお、本委員会の運営責任者は管理者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下 担当者)」とします。
- 2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- 5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
  - ①虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事
  - ②虐待の防止のための指針の整備に関する事
  - ③虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
  - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事



⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析で得られる再発の確実な防止策に関する事

⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

### 第3

1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

3 実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い<以下「虐待等」という>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

### 第4

1 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

### 第5

1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。



- 3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6

- 1 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7

- 1 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「第5虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

- 第8 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

- 第9 第3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。



(別表※)「高齢者虐待の例」

区分	内容と具体例
i 身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 [具体的な例] ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲させる ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等
ii 介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 [具体的な例] ・入浴しておらず異臭がする、紙が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない ・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること 等
iii 心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 [具体的な例] ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等
iv 性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 [具体的な例] ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する 等
v 経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。 [具体的な例] ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する



・年認や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

(参考)「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成 15 年)、財団法人医療経済研究機

## 虐待防止委員会運用指針

(委員会の目的)

第 1 条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることはないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第 2 条 委員は以下のとおりとする。

1. 委員長は、虐待防止責任者とする。
2. その他の委員は、別表のとおりとする。
3. 委員に、必要ある場合に第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第 3 条 委員会の開催を次のとおりとする。

1. 委員会は、虐待防止に関する法人施設内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
2. ステーション内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
3. 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第 4 条 委員会は次のとおり実施する。

1. 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
2. 「虐待早期発見チェックリスト」に従い、必要あるごとに調査を実施する。
3. 上記実施した調査結果、虐待・虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
4. 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
5. 事故等の問題が虐待につながるような場合は、リスクマネジメント検討委員会ではなく虐待防止委員会において対応する。
6. その他、法令及び制度の変更のある毎に委員会を開催し、規程等の見直しを行う。

(委員会の責務)

第 5 条 委員会の責務は次のとおりとする。

1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。



2.委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に、虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

3.委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いである事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、共同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

付則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日 より実施する

